



もり・みず市民事業 支援補助金

10万円～100万円

(申請一区分あたりの補助上限額)

対象となる活動の例

間伐、枝打ち、下草刈、植樹／
間伐材を利用した製品の製作／
河川の浄化、地下水のかん養／水環境モニタリング

植樹や間伐の体験教室／川の自然観察会／
児童・生徒への水源環境教育

水質、河川生物、樹林地、湧水の調査

...など。(他の活動の例はHPをご覧ください)

かながわの森と水を支える。
皆さんの、その活動は
補助金の対象です。



市民団体に取り組む、水源環境の保全・再生にかかわる活動を支援するために設けられた補助金が「もり・みず市民事業支援補助金」です。



詳しい募集対象や地域、申請スケジュールなどは
10月配布の募集案内と
HPをご覧ください。

かながわ 市民事業支援補助金

検索

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7006/p23490.html>

お問合せ：神奈川県環境農政局緑政部水源環境保全課(水源企画グループ)
神奈川県横浜市中区日本大通1 TEL：045-210-4358(直通) FAX：045-210-8855
メールによるご相談は、ホームページのフォームメールをご利用ください。



補助率や補助上限額など

申請区分		スタンドアップ部門		スキルアップ部門		対象経費
		補助上限額	補助率	補助上限額	補助率	
特別対策事業に類する事業	森林の保全・再生事業 (間伐、枝打ち、下草刈、植樹等)	整備面積に応じて 10万円～50万円	10/10以内	20万円～100万円	8/10以内	事業の実施に直接要する経費 ▲食料費は補助対象外です ※1 チェーンソーや刈払機など高度な技術や資格等を必要とする機材は、補助対象外です。 ※2 過去の補助金額(実績)を累計した金額が上限額となります。
	間伐材の利活用促進事業 (間伐材を利用した製品の製作等)					
	河川・地下水の保全・再生事業 (河川の浄化対策、地下水かん養対策等)					
	その他の特別対策事業 (水環境モニタリング等)					
普及啓発・教育事業 (植樹や間伐の体験教室、児童・生徒への水源環境教育など)		20万円	1/2以内	40万円	1/2以内	
調査研究事業 (水質、河川生物、樹林地、湧水の調査)		50万円		100万円		
資機材の購入	特別対策事業に類する事業	累計20万円 ※1 ※2	10/10以内 ※1	累計50万円 ※2	8/10以内	
	普及啓発・教育事業又は調査研究事業		1/2以内 ※1	累計20万円 ※2	1/2以内	

※特別対策事業とは、「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」に定める事業です。詳しくはホームページをご覧ください。

申請部門について

「スタンドアップ」とは？

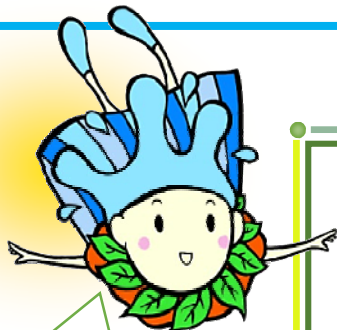
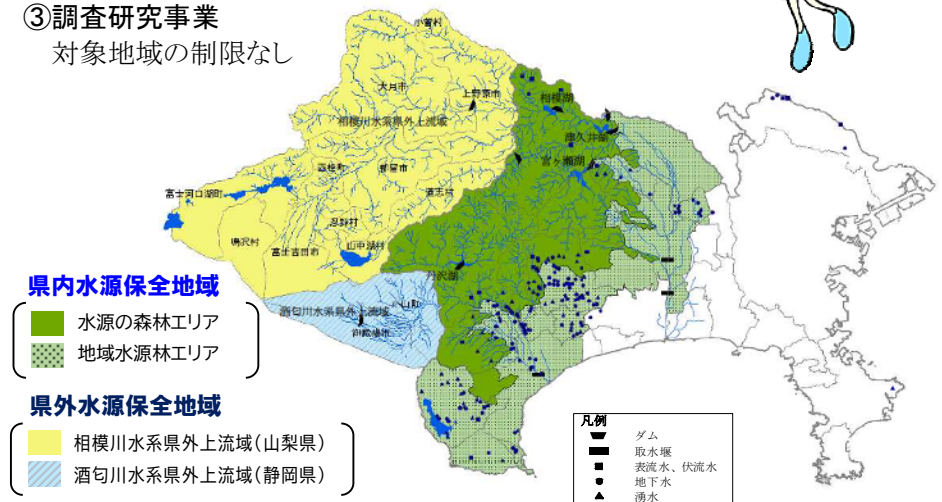
水源環境保全・再生に係る市民事業の定着を図ろうとする団体（申請事業に類する活動を始めて概ね3年以内の団体）を対象とする部門です。

「スキルアップ」とは？

水源環境保全・再生に係る市民事業の高度化を図ろうとする団体（申請事業に類する活動を概ね3年以上継続している団体）を対象とする部門です。

補助金の対象事業と地域

- ①特別対策事業に類する事業
神奈川県内水源保全地域内で行う事業
- ②普及啓発・教育事業
神奈川県全域及び県外水源保全地域内で行う事業
- ③調査研究事業
対象地域の制限なし



お気軽に
ご相談ください!

～申請に関するスケジュール～

本年 10月上旬	募集案内配布	本年 12月	予備審査
11月上旬	申請受付開始	翌年 2月	一次選考・二次選考
11月下旬	申請締切り	4月上旬	交付決定

詳しいスケジュールや募集要件等は、「募集案内」をご覧ください。
「募集案内」は、県ホームページに掲載するとともに、各地域県政情報センター等に配架する予定です。
2021.5